

- ・ 処遇決定においては、直接担当している児童福祉司の心理判定の判断・評価が基礎になるため、客観性を増すためには、第三者委員のような立場の人に処遇会議に参加してもらう。あるいは、現在作成中のアセスメント表等、客観的な指標をいかに有効に活用できるか等が考えられる。
- ・ 集団合議（チームで取り組む）。
- ・ 第三者の検証。
- ・ 対象児童・家族に分かりやすく処遇(援助)について説明できる。
- ・ 児童福祉審議会(第三者機関)の有効的な活用。
- ・ 児相ごとに速やかに意見を聞くことのできる第三者機関を設置する。
- ・ 関係機関との十分な協議。
- ・ 児童処遇部会など第三者機関における意見。
- ・ 処遇困難ケースを数多く経験するなかでケースの今後の展開について経験に裏打ちされた数多くの想定ができ、その対応を現時点から図れる力量を持ち合わせることが、客観性であると思う。よって、客観性の向上は児童相談所の職務経験と児童相談所以外の子育て支援全般の社会資源にも精通し、それらを活用することも念頭においた処遇が図れることであると思う。
- ・ スーパーバイズ体制の確立。
- ・ 第三者的視点及び助言。
- ・ 担当者の個人的な思いに流されないように、あえて反対意見を言うことも必要である。
- ・ 高度に専門的な事案には外部からのスーパーバイズを求める。
- ・ 各係内の調整、および各係間における処遇所見の明確化とそれに基づく活発な討議。
- ・ 情報の収集および情報などにもとづく実態の把握。
- ・ 把握した実態により、組織として対応を検討し、その中から最善の選択をする。
- ・ 児童の立場に立脚しての対応を常に考える。
- ・ 虐待防止法が規定する虐待に該当するかどうかを客観的に判断できる全国共通のスケールを開発することが必要と思う。スケールだけでは判断しかねる要素があることも承知しているが、客観的判断基準なしに虐待ケース認定の客観性も主張できないと考える。
- ・ 職種の異なる職員で構成され、可能な限りでの職員参加による協議の徹底（援助方針会議での決定または検証を確実に行うこと）。
- ・ 関係機関の事例検討協議。
- ・ 処遇会議への関係機関の参加。
- ・ 各関係機関との定例的な事例検討会の開催。
- ・ 児童相談所の専門性、客観性の眼目は合議制の確保である。有資格専門職（社会福祉士など）の採用、職員絶対数の増員、待遇面での優遇策などで合議制が十分機能し、各職員が追いつめられ疲弊してしまわないような余裕や安心感の保障がまず優先。
- ・ 児童福祉に理解のある医師や弁護士などの確保。
- ・ 処遇決定について関係機関との合意、理解を促進する。
- ・ 児相の調査権限の拡大も含めて調査力の向上が必要である。虐待対応においては法第28条の審判の申し立てを行ったなどの場合、児相に訴明（証拠提出）が求められるので、関係者からの聞き取りによる調査だけではなく、記録の提出を求めるなど調査を実証的

に行っていく必要がある。

- ・相談援助活動と行政処分に対する児相の対応を区分する。行政処分について、明確な法的根拠を示し、説明責任を果たすことで客観性を確保することができる。
- ・多様な職種（医師、弁護士、心理職）による、多角的な視点での協議。
- ・チェックリストの有効活用。
- ・リスクアセスメントを的確に。
- ・処遇決定にいたるまでの経過などを整理、記録し、第三者への説明に耐えうるものとする。
- ・相談所部会の有効活用。
- ・弁護士や医師などの意見を聞く（当県では隔月で医師、弁護士の意見を聞く処遇検討専門会議を開催している）。
- ・職員の資質の向上。
- ・全国の家裁裁判所で審議された判例や審議会で審議された事例などを収集し、児童福祉司が研鑽することが望ましい。
- ・チームアプローチの基本を身につけて、チームの総合力をあげていくこと。
- ・第三者機関に情報を開示し、処遇の見直しをする。
- ・弁護士や専門医などの積極的な活用によって専門的な知見を得ること、「虐待防止ネットワーク」の活性化とそれに伴うネットワークミーティングの改正の促進などを心がけて取り組むなど、総体的に取り組むことで客観性を担保することができる。
- ・虐待などにおいては複数の職員による対応が必要であり、精神科医などの外部嘱託職員を処遇決定に参加させることも有益である。
- ・弁護士、医師などとのチームワーク。
- ・児相以外の専門家が処遇決定をチェックできること、また一般市民の視点で見てもらうことも必要かもしれない。
- ・ケース担当を複数にする、明確なケース指導者を置く。
- ・職員の専門性のアップ。
- ・処遇決定手続きに外部機関、関係者を関与させる。
- ・第三者的な発想（外部機関の事態のとらえ方）。
- ・常識的な見方と常識にとらわれない見方とのバランス。
- ・時代の遅れを的確にとらえる姿勢と児相の本来性（歴史的な経緯）の統制。
- ・現実に使えるアセスメント。
- ・裁判所における書記官と同様の役割をする職員（専任職としての書記）を配置し、会議に参加させる。
- ・処遇決定の過程を文章化する。
- ・立場の異なる多数の人の目での検証。
- ・アセスメントの共有、まずは3号措置における里親、施設側との共有が必要になると考える。
- ・児童福祉の専門家、弁護士などをスーパーバイザーとして参加させる。
- ・診断担当職員の判断と診断部門機関で評価し、機関の判断として判定、処遇会議に提出すること。

- ・合議制の徹底。
- ・専門スタッフからの意見聴取と第三者機関からの意見聴取。
- ・児相の組織として、問題解決を図っていくという考えを職員間に徹底したいと考えている。
- ・そのためには弁護士や専門医の積極的な活用によって、専門的知見をえること、「子ども人権審査委員会」を積極的に活用すること、家裁への事前相談を徹底すること、「虐待防止ネットワーク」の活性化とそれに伴うネットワークミーティングを積極的に取り組むことで、客観性を担保することができる。
- ・児相と保護者の意見が一致しないケースにおいて、処遇決定における客観性の向上を図るために第三者的な専門機関である児童福祉審議会からの意見聴取が必要な場合があると考える。
- ・ケース事例の検討の場の確保（児相内、児相間、全国レベル）。
- ・ケース事例の集約と問題点の把握を全国レベルで行い、課題、解決方法とフィードバックする。
- ・児相内では関係機関などの意見をふまえたうえでの検討会、処遇会議の充実と事例研修。
- ・判定処遇会議などの場において、外部機関の職員の参加を求めるなど、「拡大された判定、処遇会議」の積極的な実施、ただし、そのためには職員の専門性の向上が前提になる。
- ・児相が法に基づく措置をとるにあたって、現在の要件に合致する事例については児童福祉審議会の意見聴取を行っているが、客観性の向上の観点から、積極的に活用していくことが必要だと考える。
- ・専門家を含めたケース検討。
- ・他の専門領域からのスーパーバイズ。
- ・必要十分な調査、診断、判定等に基づき処遇決定の客観性を向上させていくことは当然であるが、「児童相談所部会」等のシステム導入や、外部専門機関（家庭裁判所、弁護士会等）の意見も聴取し処遇決定していく必要がある。
- ・児相内での各分野（相談、判定、一保）における診断、評価基準の数量化（アセスメント・マニュアル作成）が必要。
- ・児童虐待事例の一時保護検討の際に利用される「一時保護に向けてのアセスメントシート」のような客観的に処遇決定のプロセスを評価できる指標、アセスメントを利用することなど。
- ・調査の視点を拡げる事などにより、事実把握力を向上させること及びリーダーやスーパーバイザーの養成。
- ・専門性を持った職員による複眼的見極め。
- ・難しい、ケースに対して、積極的な所長、消極的な所長によって、処遇の差が出てくるが「どちらが正解」というものでもない。第三者の意見にしてもズレは大きいと思う。
- ・決定する者以外の第三者が処遇決定内容の審査を行えるようにする。
- ・弁護士、精神科医、小児科医などの専門家の活用。
- ・各々の担当グループでのスーパーバイズをうけられる体制づくり。
- ・児童措置審査部会（児童相談所部会）の積極的活用。

- ・関係機関を交えた事例検討の徹底。
- ・職員全体の広い見識や児童福祉に対する専門知識。
- ・処遇や措置決定に関しての専門部会による意見聴取。
- ・外部専門家等の参加による事例検討会等の開催。
- ・処遇決定基準の明確化。
- ・第三者機関の設置。
- ・子どもの権利擁護の立場及び保護者の人権擁護の立場、社会的、教育的、医療的、心理的、法的側面等から、多角的に幅広く処遇決定に関して意見を聴取できるシステムの構築が必要である。
- ・当県においては、不定期に社会福祉審議会を開催しているが、毎月開催できるような体制づくりが必要で、28条ケース以外の利用の仕方も必要である。
- ・スーパーバイズ。
- ・関係者からの意見聴取。
- ・処遇会議。
- ・事実の積み重ね（記録）。

27. 児童相談所の専門性についての意見

- ・適切なアセスメント。
- ・判断基準が明確。
- ・処遇プログラムが確立。
- ・「ケースワーク」の実施による児童及び保護者への支援が児童相談所の専門性と考える。立入調査や職権による一時保護などについても、それらのみ突出して機能させるのではなく、あくまで「ケースワーク」の延長線上での話と考える。
- ・子どもの一時保護、児童福祉施設への措置などの法的権限及び心理診断等を児童相談所の専門性と考えるが、関係機関の協力と理解があって初めて発揮されるものと思われる。
- ・児相の専門性とは、児童の視点から専門的・客観的な判断ができることだと思う。
- ・児童相談所でなければできないこと。他の機関では行うことが困難であるということを行うということ。
- ・権限・制度・施策・諸資源をフルに生かした総合的取り組み。
- ・きわめて困難な親と長期にわたって関わりを持つことに対してのめげない能力。
- ・積み上げてきたノウハウをさらに変革していく力。
- ・措置機能を持った唯一の児童福祉の行政機関であること。専門的な観点から、調査判定及び医学診断を行う体制があること及び児童の行動観察や緊急保護を行うための一時保護機能と権限を持っていること。
- ・社会調査、児童の一時保護による行動観察、心理判定等、児童福祉司、一時保護所の職員、心理判定のチームによる対応が専門性につながると思う。
- ・問14で「専門性の向上」に触れているが、専門性とは一般に比べて問題解決能力が高いことを指すが、その代わり「専門」の字の通り、扱う領域は狭く限られているのが通常である。児童相談所の場合も基本的には同じなのだが、民間や私人の相談機関と異なり、あらゆる領域の子どもに関する相談を受ける必要がある。一方、特に虐待問題等では児

童相談所だけでは事案解決が困難なほど問題が広い領域にまたがっていることも多い。
 こういう状況下での児童相談所の専門性とは「どんな問題でも受け付けて、児童相談所
 単独で解決できる問題は解決し、児童相談所単独では解決できない問題は、問題解決で
 できるような筋道をつける（必要な社会資源と繋げるとか、クライアントの問題解決能力
 を高めるとか）」ということになる。これは要するに大部分がソーシャルワーク活動と
 いうことだと思うから、児童相談所の専門性の中心は高度で専門性の高いソーシャルワ
 ークができるということになるだろう。もっとも「児童相談所単独で解決できる問題は
 解決」の部分についての社会の要請は時代と共に変わっており、現時点では、＜メンタ
 ル面でのケア（カウンセリングなどの心理療法等）＞に関する能力の向上は要請されて
 いると感じる。実際、地方圏では民間の心理療法の数が少ないので公的機関である程度
 のサービスを提供することも重要であろう。この点での専門性の向上も必要である。同
 様なことは一時保護部門での児童の処遇（特に問題行動の多い児童）についても言える。

- ・相談受理から処理決定に至るまで、相談、一時保護、判定部門、医師等の専門家があら
 ゆる方向から調査、分析し、児童に最も適切な支援を行う。
- ・専門職による診断書（社会診断、心理診断、医学診断、行動観察）とそれにもとづくチ
 ーム協議による処遇方針の作成が児童相談所の専門性を支えている。
- ・児童相談所のあらゆる機能を駆使し、蓄積されたノウハウを基盤として児童のどんな相
 談にも応じることができること。
- ・スペシャリスト（心理職、医師）、ジェネラリスト（児童福祉司等）として機能しつつ、
 それぞれが個別事例に係る、関係機関、専門家等とネットワークを組み、問題解決に向
 けてコーディネートを行う総合性こそが専門性と言えるのではないか。
- ・今後、困難なケースの相談を中心に扱うこと、市町村への援助機能の充実からしても、
 より高い相談機能を持った組織を形成することが、児童相談所の専門性としてアピール
 することになると思われる（職員の資質向上）。
- ・子どもの命を守り、権利を擁護する立場にたつて、常に職業倫理を醸成し、感性を養い、
 研鑽した専門的知識や技術・技法を子どもや家族に具体的に貢献できる形で生かすこ
 と。
- ・児童にとっての最善の利益を実現することを目的として、家庭及び関係機関と連携しな
 がら問題解決を図るための知識や技能・技術を有していること。
- ・1 ケースに、多面的に専門的視点からアプローチする体制が確保されている。
- ・今起こっている問題に対して、第三者に結果説明がきちんとできることだと思う。
- ・児童福祉司や児童心理士等、担当職員による専門的な助言指導、判定及び処遇の決定実
 施。
- ・問題解決についてのノウハウを豊富に持っている。
- ・関係機関との連携がスムーズで、必要に応じて連携をとったり、紹介したり出来る。
- ・施設や関係機関に援助をしたり、情報の提供が出来る。
- ・所内の連携がスムーズで、対等な関係で協議・協力が出来る。
- ・児童の人権を擁護すること。
- ・社会診断、心理診断など児童と児童を取り巻く環境の総合的な理解の中で、処遇方針を
 作成し、具体的な援助やその検証を行っている。

- ・児童福祉に関する専門的知見と多様な援助技術。
- ・適切な判断と介入。
- ・説明責任の明確化。
- ・機関連携による援助の構築とリーダーシップ。
- ・児童相談所がクライアントに対して納得できる説明が行える力。
- ・心理判定員の専門性は、他の関係機関との連携が強化されて初めて言えることと思われる。その意味では、ケースワーカーの感性が非常に重要な意味・役割をもつことになると思われる。
- ・非常勤ではあるが、専門職を配置していること（医師・弁護士）。
- ・相談業務に関する知識・経験が豊富であること。
- ・リスクアセスメント、ケアプランの策定、ファミリーソーシャルワーク等が的確に行えること。
- ・児童にかかる個々の問題について、児童の権利擁護の視点から、その児童にかかる情報をトータルに収集・調整・分析して、総合的に判断するとともに、行政的責任を負うことが児相の専門性と考える。
- ・所の合議のもとに受理・判定・措置会議等を経て、処置を決定していくこと。
- ・児童の権利擁護の視点に立ちながら、家族さらにはそれに関わる人たちの関係状況を客観的に把握し、処遇を図っていくこと。いつも動きがあることを念頭に置くこと。
- ・法改正により示された児童福祉司の任用資格要件を有することは当然であるが、児童福祉に熱意、意欲を持ち合わせた者を配置。なお、心理判定員が児童福祉司を兼務することも一考ではないか。
- ・児童にとって最善の方針を立てること。
- ・現にそこにある、また想定できる要因を全て、目の前のテーブルに提出し、その上にバランスのよい処遇を作り出していく。合議制、集団による意思決定。「専門家一人の意見に集約されていくことは、専門性とは逆の方向に向かう危険性を含んでいる。
- ・地域から信頼される存在として児相に期待されるのは、複合化した問題に対して対応できるスタッフの専門性の確保と処遇メニューの確保。高度な診断、治療的指導機能による困難ケースへの対応。在宅福祉の第一線機関として、虐待やフォローに必要な児童や家庭への支援機能、他の地域援助機関への援助育成や地域における指導ネットワークの確立や支援、各機関のコーディネート機能（バックアップ機能）やクリニック機能としての役割が求められる。多様な時代の中にあって複雑化していく児童問題の真の専門機関として、地域の様々な社会的ニーズに答えていくために、より組織的な取り組み（チーム・アプローチ）と、これまで蓄積されてきた児相がもつ専門的な知識・技術を生かした児相の社会や活性化を図りつつ、児相機能の充実強化を積極的に推進していくことが必要である。現場においては、スタッフ職員（児童福祉司、心理判定職員）の不足や専門的な研修が切実な問題となっている。
- ・子どもの状態及び子どもを取り巻く家庭・社会環境について客観的な調査・判定・評価を下し、それらを踏まえた処遇を行うこと。
- ・家族、子どもの問題の適切なアセスメント（見立て・診断）。
- ・増大する虐待通告への迅速な判断、及び市町村へのコンサルテーション、コーディネー

ト。

- ・児童の権利を守るための介入的アプローチ。
- ・エリアの司令塔的役割。
- ・地域と共に家族を支え続けていくポリシー。
- ・問われ、要請される専門性と現に役割を果たそうと行われている専門性、担われている専門性の中に混乱があり、目指すべきとされることと現有の責任性とも混在していることがあるのではないか。
- ・マンパワー、組織、意見決定のシステムを有していること。
- ・福祉、心理、医療等の複合的視点を持ち、かつ、他機関にない施設措置、在宅指導等の独自の対応・手法をもっていること。
- ・児童福祉に関する相談に携わるものが、その福祉に関して知識を有するほか、判定業務の遂行などであるが、具体的には、①専門的態度－児童家庭相談に対する意欲と関心、児童に対する基本的人権の尊重、②専門的知識－児童福祉法を中心とした関係法令の知識、判定における評価知識、③専門的技術－児童や家庭からの相談に対する技術や間接技術。
- ・要保護児童の処遇のつきかさねにより、困難な問題に対応できること。
- ・児童の生命・権利に及ぶ相談に関わり、児童の最善の利益を具体的に保障・実現する機能を課された機関。
- ・児童のあらゆる相談窓口として、児童や保護者に対し、様々な関係機関の機能をコーディネートし、生活の質や意欲を高めるサポーターとしての存在。
- ・あらゆる児童相談に対して、慌てることなく冷静に対応できること（経験豊富）。
- ・児童の問題について、直接又は関係機関との連携により、早期に問題点の把握が出来ること（診断）。
- ・複数の処方箋を持ち、児相内で一時保護や心理療法など具体的な支援が可能であること。
- ・ケース受理以降、調査・判定・診断し、処遇決定されるようになってきていること。専門的に関わり、他職種による複合的観点から判断し、決定される。治療的機能と行政措置機能の一体化も特徴である。
- ・現状での児童相談所は「高度な判断を必要とする専門的機能をもつ機関」ではあるが、決して専門家集団ではない。
- ・児童相談所の機能を十分に理解・習得している専門家は育成されず、専門的知識も蓄積されていない状況は全く改善されていない。現状の人事システムでは専門的援助を行う体制整備は困難である。
- ・児童の福祉向上を目指すことをベースにすること。その視点で課題を明確化し、処遇方針が立てられること。
- ・処遇方針に基づき活動できること。
- ・支援ネットワークの中で高い調整力が持てること。
- ・児童の権利を守るという理念の元で、支援を行うことだと思う。そのためには、児童精神科医や弁護士などの存在が本当は必要だと思う。
- ・クリニック機能と行政措置権限（特に近年の強権発動も含め）のいずれにも精通し、実効的な支援が出来る体制になること。

- ・児相の目的を「子どもの命と人権を守ること」ときちんと据え、その目的を達成するための全ての専門スタッフを揃え、その協働のもとに援助を実施する。
- ・相談種別ごとにどこの機関にどう動いてもらえるか、適切妥当な連携支持が出せる。
- ・児童と親を取り巻く環境についての的確な判断・評価がきちんとできること。その判断・評価に基づいて適切な相談、指導、援助が出来ること。
- ・援助の際の社会資源の活用において調整機能を発揮できること。
- ・相談・判定・一時保護・措置機能で期待される役割を十分に果たしていくこと。
- ・児童心理専門職の配置基準による児童の深い理解。
- ・事例の積み上げや継続的な研修によるケースワーク技術。
- ・専門性とは、相談事例の見立てを確立し、支援計画の設定、改善の取り組み、支援プログラムの推進等が的確に計画、立案できることだと思う。
- ・児相だけでは不十分なので、様々な機関連携が必要となってくる。
- ・福祉、心理学など児童相談に必要な課程を学んだうえで、児童相談業務経験をつんだ職員が配置されていること。
- ・適切な機関へ繋いでいく力。
- ・基本的には運営指針改訂版の第1節1. 2の充実、強化。
- ・相談者に受け入れてもらえる信頼関係（ラポール）が構築されない限り、いくら専門的な指導をしても効果はない。拒否的で反抗的な保護者と児童ほど一様に、受容すると気持ちのなかで信頼を得た後、相談所の性格や能力に合わせて、家庭、関係機関調査や心理検査などの結果に基づく助言を行い、対応できることが専門性ではないか。専門的な調査、判定技術を持ち合わせていても、相手に受け入れさせる説得技術がなかったら専門性があるとは言えない。
- ・児童に関する全般的知識に基づいた、児童の最善の利益についての専門的判断及びそれについての児童の代弁、権利機能。
- ・児童の問題に関し、複数の職種が多面的に判断、援助ができること。
- ・専門職採用職員をはじめ長年積み重ねてきたノウハウにより、多面的な判定ができる。
- ・一時保護機能とクリニック機能の充実がポイントである。併せて法的対応をベースとした調査、および関係機関をコーディネートする機能が児相に求められる専門性である。
- ・児童の立場を常に考えること。
- ・相談所の業務を分類すると、①相談に応ずる、②児童家庭の調査の実施、③各種判定、④指導の実施などとなり、これらの業務各々に客観性（第三者に説明可能な様式な判断基準）を持たせることが専門性である。さらにこれらの業務を総合して個々のケースに関して各種措置の実施を含めた援助方針を明らかにすることも最大の専門性である。
- ・福祉、医療、教育等にわたる児童に関する情報、関係機関に対する緊密な調整機能、及び様々な事例集積を備えたうえで子どもの最善の利益を追求する姿勢を保つこと。
- ・児童の心理、及び身体発達、各種障害などについての基礎知識、社会機構や地域特性についての横断的縦断的分析、面接における各種技法（非指示的、説得的、小集団的など）の修得などをベースとして、児童についての福祉向上のために児童相談、関係者面接、関係機関のコンサルテーションなどを行うこと。
- ・個々の相談事例において、児童の権利擁護と家族支援という目的をW達成していくにあ

たり、以下の能力が常時合議制の形態で一定程度以上のレベルを保って発揮されること。
①社会診断、心理診断、医学診断、行動診断の各領域の診断力、②①を背景にした総合診断力と家族を含め各関係機関のコーディネート力。

- ・ 児童の権利擁護に配慮し、最善の利益を図るために高度な知識、技術を用いた各職種からの意見を総合して処遇を決定する。
- ・ 児童の問題は社会情勢を色濃く反映し、複雑で多様である。問題行動の評価などまで数年で変化する状態である。最新の情報を具体的な相談活動に生かせること、心理治療などのケアが効果的に行えること、児童の発達の状態などを精密に判定できること、全ての相談は援助方法が異なるので、多くの相談を経験し、そのノウハウが蓄積されていることが専門性と評価できる。
- ・ 対象児童について児童福祉司、心理、精神科医、弁護士などの専門職による心理診断、医学診断、社会診断、行動診断を行い、的確な総合診断のもと、支援を決定すること。
- ・ 所長をはじめ、個々の職員の力量とその総体としての組織の力量にかかってくると思う。
- ・ 関係機関をマネジメントする力量。
- ・ 児童の最善の福祉を図るための適切な援助を行うために必要な機能を持っていること。
- ・ それぞれの分野の専門家のチームにより支援を行うが、その総合力の質が専門性になる。
- ・ 児相の専門性の高さは問題が解決したかどうか、そのことを子どもや親がどのように評価しているのか、関係機関などがどのように評価しているのかといったことの総体として評価されるものと考えられる。児童相談所には相談機能、判定診断機能、一時保護機能、措置機能があり、これが総合的に機能発揮できていれば一定の専門性は発揮できるはずである。しかし現実的にはそれぞれの機能発揮が十分にできない理由や課題があるはずで、その充実の程度や発揮のされ方によって、提供できる専門性の質量の高低が決定されるわけでこのあたりの認識がないと、専門性の向上は期待できない。このことを認識したうえで、解決に向けた取り組みが不断に行われる必要がある。例示すれば、児童相談員や心理判定員が行う治療的なかわりの技量や医師の配置を含めたアセスメントができる力量がどう備わっているのか、児童福祉司のケースワークやコーディネートの力量がどうかということが決定要素になる。措置機能ということでは、児童福祉施設の処遇の質がどう確保されるのかということも専門性を発揮するうえでは大きい決定要素となる。
- ・ 児童相談所の専門性が何かと言われても説明できない。社会のニーズに即して、医師を配置するなど、専門性を高めるための努力をしてきたところと、そうでないところとの格差はかなりのもと思われる。単に抽象的に決めるのではなく、専門性とは何かそのために何が必要かは立法者がある程度の基準を示すべきである。
- ・ 児童相談所の取り扱いケースは民間相談機関とは大きく異なり、非行ケースや虐待ケースなど介入型のケースワークなどが、児相特有と思われる。これら児相ならではのノウハウが専門性と言えるのではないか。
- ・ 職員一人ひとりの専門的力量的高さとともにチーム処遇によって、より大きな力を生みださうるシステムであること。
- ・ ①児童問題の本質をつかみ、それを関係者に伝える力、関係機関をコーディネートする能力、②ケースごとに「児童の最善の利益」は何か的確に判断し、その実現を現実的に

図れる能力、また時には既存の制度や方法論に拘泥することなくケースを解決させる行動力。

- ・都市部と地方では児相に対する地域のニーズは違う、多様な対応を期待される児相もあれば、領域をしぼった期待をされる児相もあるはず。
- ・現在の児童相談所の専門性について、長年、児童相談所で仕事をしてきた者としては、かなり混乱している。今、児相に求められているのは、「児童の権利擁護機関」だと思うが、そのことと従来、児童相談所がやってきた福祉的対応、(子どもを守り、支えるために家族、親を支えるという方法)と矛盾することができている。子どもにとっての最善の利益のなかみも、現実の制約(たとえば施設の現実が子どもの最善の利益を保障していない)のなかでかなり揺れている。
- ・子どもの安全と安心を図る意志と熱意。ただしその背景に法的に裏打ちされた自身の立場を明確にできる知識。
- ・障害相談も含め、児童相談所の相談ケースの背景には養護事情が横たわっている。養護事情を把握し、主訴との関連で、「どこにどのような問題があるのかを診断する力」が児相の専門性と考える。
- ・治療部門を抱えている一部の児相を除き、広く薄く対応せざるえない現状。特定のセラピー法を深めるといった専門性の深化は難しいものとする。その意味で児相に必要なのはスペシャリストよりもジェネラリストだろう。
- ・一時保護機能、心理判定機能と法的対応機能を三位一体的に併せ持つところ。
- ・区市町村の対応で個別の事例に関する初期対応や進行管理などについての支援、助言をすること。
- ・困難ケースの立ち入り調査、一時保護、入所などの強権を発動しながら、親子に対してケアなど専門的支援を行うこと。
- ・診断と診断結果の評価が的確であること。各職種の専門研修は実施されているが、知識と技術を実務的・的確に活用するためのスーパーバイザーの育成と常時配置が必要である。
- ・専門的知識や技術を用いて利用者への援助、支援を行う側面と行政機関として指導、介入する側面の両面を効果的に発揮していく機能。
- ・説明可能な事実の収集ができることにかかっている。
- ・児童相談所には相談機能、判定診断機能、一時保護機能、措置機能があり、これらが総合的に発揮できれば一定の専門性は保てる。
- ・相談に対して、適切な指導、助言が行えること。
- ・児童相談所を構成している児童福祉司、心理判定員、保健師、医師など多様な職種の職員が様々な観点から協議、検討のうえ、処遇方針や具体的な相談対応を決定することにより、児相の専門性が確保されるものとする。
- ・的確なフィールド調査に基づいた問題点、課題を把握したうえで、それに応じた診断を行える体制がまず確保されていること。そのうえで、実行可能でまた相談に応じられる体制も整えられていることと思うが、現段階では不十分な状況にあるのではないかと思う。
- ・児童福祉司による的確なニーズの把握と社会診断、心理判定員による心理診断、及び一

時保護所の指導員などによる行動診断を併せて総合的な診断を行い、処遇方針を策定し、問題解決のための指導をチームにより行う。

- ・受理した相談についての児童福祉司による社会診断、心理判定員により心理診断、児童精神科医により医学診断、一時保護所での行動診断と各々のセクションの見立て（診断）を基にしたチーム協議による総合診断。これが専門性を支える柱であると考ええる。
- ・ケースやその主訴に応じた関係機関との連携や問題解決に向けた進行管理能力。
- ・虐待ケースの状況把握のための立ち入り調査、一時保護、施設措置等の権限の発動と心理学、医学的ケアを含めた家族支援。
- ・児童問題に関する幅広い知識と経験の蓄積。
- ・児童福祉法上の権限を有した処遇ないし支援。
- ・地域における児童相談の中核的行政機関として、ケースマネジメント機能を発揮することにより専門性を打ち出していく。
- ・行政機関であるがクリニック的機能が設けられており、また子どもと子どもを取り巻く環境に対して多面的支援が行える。
- ・問題を抱えた児童、家庭にもっとも有効な処遇を実行するため、自らのケースアセスメント能力と治癒的なクリニック機能、関係機関との連携調整機能と考える。
- ・科学的、客観的な事実確認とその事実を体系化して、処遇の時系列的プロセスを示せること。また職員個々の専門性はもとより、合議制により組織としての専門性が担保されていること。
- ・児童の相談について社会的、心理学的、医学的見地から判断及び処遇ができる。
- ・介入的ケースワーク、法に基づく処遇が図られる点。
- ・カウンセリング、心理療法等、チームによる援助（児相の差は大きい）ができる。
- ・現時点では、児童福祉司が個人の判断ではなく会議形式で処遇を決定することから、その際に他の分野の専門家も反映させることができると考える。
- ・児童福祉司、心理判定員などの専門家の体制充実。
- ・専門家集団をまとめる管理グループとしての組織の充実。
- ・他関係機関との連携の中心的役割となる。
- ・医学的、心理学的、社会学的診断、調査とそれに基づく処遇。
- ・保護機能により子どものトータルな姿をおさえての処遇。
- ・困難ケースの的確・迅速な対応。
- ・児童相談窓口職員（家庭児童相談室等）からの児童に関する相談に対しての適切なスーパーバイズ。
- ・診断、判定、処遇の過程において、各分野の専門職員が協議したうえ、決定される。
- ・子どもの最善の利益を守ること。
- ・児童福祉分野だけでなく保健、医療など多様な職種で構成されている機関であるが、今後は弁護士など司法に関係する分野の人の配置も必要と思われる。
- ・有資格者であること。
- ・訓練された者であること。
- ・組織として診断、判定機能があること。

28. 児童相談に関する市町村体制の強化と児童相談所の後方・専門支援化に対する意見

- ・市町村職員の専門性を確保する事が一番の課題であり、早急に計画的な研修を行う必要がある。
- ・本市のような政令指定都市では、各区の社会福祉事務所・保健所が市町村に該当すると思われるが、現状ではいわゆる市長村体制のハード面・ソフト面の整備（人員配置・職員の意識等）にかなりの時間・労力を費やすことになろうと思われ、法改正の趣旨どおりの動きになるには相当の時間を要するようと思われる。それまで、児童相談所は現状のままの業務形態と思われる。
- ・市町村が児童相談の窓口になること等の法的な整備がなされたが、市長村窓口体制の具体化や担当職員の資質の向上など課題は多い。
- ・児童相談所が意識的に具体的事例や研修により、市長村窓口の体制強化を図ることが大切と考える。
- ・一義的という時系列的役割だけでなく、地域の各機関どおしの体制強化に児相が積極的に寄与すべきである。
- ・市長村の窓口で相談体制の整備、必要な職員の確保が必要だが、財政的支援がない現状では整備もおぼつかない。
- ・相談のあった多くのケースを児相へ送ってこることが予想され、市町村の相談援助へのレベルアップが是非とも必要である。
- ・ただ単に児童相談の窓口が増えるだけということにならないようにしていきたい。その為には児童相談所が専門性をより高めていかなければならない。
- ・市町村には、まだ相談体制の整っていない所が多く、実際スムーズに相談できるようになる迄には時間を要する。したがって益々市町村との関わりを深めていくことが必要である。
- ・法改正により、市長村が「児童問題は第一義的に我々が受けるべき事案」との認識を持つこととなり、従来のように「児童問題は全て児童相談所の仕事」として児童相談所に丸投げしにくくなるのが予想され歓迎したい。
- ・市町村の窓口が整備されていないなかで見切り発車による改正は現場からすると大きな問題であると思われる。
- ・基本的には市町村においても全く児童相談を受けていなかった訳でもないし、措置権限が市町村に委譲されるわけでもないので、しばらくは現状とはさほど変化はないだろう。しかし、市町村に児童相談の権限が生じたと言うことは、市町村が今まで以上に児童相談に主体的に取り込むということになるので、いずれは市町村の力量も向上することが予想できるし、期待もされる（それまでは児童相談所による市町村支援も必要になるだろうし、その分の負担は最初の数年は児童相談所業務を圧迫する可能性もあるが）。市町村が力量をつけて来た場合は、児童相談所のほうも今まで以上に専門性を向上させる努力が必要になる。
- ・親に相談意志のあるケースは、相談者にとって身近な市町村において対応することで、きめ細やかな援助が可能となる。そのことにより、児童相談所への相談は行政権限を伴うもの、専門性を必要とするものに特化され、支援の重点化が図られる。
- ・本市の場合、区福祉事務所の家庭児童相談所（軽度のケース）と児童相談所（重度のケ

ース)の役割分担は以前からあり、区福祉事務所の人員配置から法改正による大きな変化はないと思われる。

- ・望ましい方向だと考えている。今後、両者の業務のすみ分けと連携が重要課題と思われる。
- ・指定都市においても、区と児童相談所の役割分担を同様にできると考えている。区役所で児童の虐待や障害相談の第一義的なものを担ってもらうよう進めたい。その為には、区(市町村)への人的配置が不可欠である。
- ・①市町村行財政についての現状が理解されていない感がある。②児童問題発生予防を子育て支援強化の視点で切り口をつくり、児童虐待死亡事例の検証をとおした市町村体制モデルを実効性のあるものとして提示してほしかった。
- ・福井県の場合は、市町村の相談機能が非常に弱いため法改正されても、相談体制が確立するまでには相当の時間が必要であり、児童相談所のこれまでの相談活動のノウハウをていねいに市町村への伝授することが大切である。
- ・児童相談に対する市町村の取り組み(専門家の配置、建物や専門の部屋など)がどのように推進されるのか不安である。当分の間は、市町村職員を育てるという視点で、共同の活動が必要であろうが、一定期間を終えたら、県と市町村の役割を明文化する必要がある。現在の児相の専門性では、関係機関が納得する形での後方支援には不安が残る。
- ・法改正の主旨には賛同できるが、実際問題として市町村がどこまで対応できるのか不確定なところもあり、相談体制作りや実際の事例をとおしての支援が必要と思われる。
- ・市町村における相談体制が充実することで、児童相談所がハイリスクケースに焦点を当てた相談活動が可能となり、重篤事例発生防止につながると考えられる。
- ・後方あるいは専門支援を勧めていく大前提として、市町村自身が福祉職等の専門職員を採用し、積極的に取り組む姿勢が望まれる。もちろん、そのための地方交付税等の手当てをしていくことが必要だと思われるが。
- ・住民の利便性等を考えるとよいことだと思われるが、市町村の相談体制の確立が必要であり、また児相と市町村の十分な連携も不可欠になってくると思われる。
- ・現状としては、まだかなりの児童相談所の専門性が充実していない中で、どの程度市町村を支援できるのか不安が高い。国が財政的支援をもっと充実し、各児童相談所に職員を派遣する等、処遇支援能力を高める必要がある。また、長期的にソフト面のノウハウを指導する人材が必要と考える。
- ・管内の5市は人的整備に向けて現在検討している段階であり、一定の職員が配置されたとしても、知識・経験共に未熟なため、当面はその都度、様々な意見・判断を求められたり、同行を求められることが多くなり、児童相談センターの相談業務の充実化が図られるとは思えない。
- ・市町村が主体性をもつことにより、早期発見・早期対応がより図られ、児童家庭相談の予防的な役割を期待できるのではないかと。
- ・児相は後方支援でより専門性が求められると思われる。
- ・児童相談援助体制が重層化することは基本的には望ましい。市町村対応の充実を前提として、児童相談所が後方支援、専門的支援に特化することも必要である。しかし市町村の相談支援体制の基盤整備(相談援助体制、システムの充実、人員の確保、専門性の確

保)と児童相談所の基盤拡充が不可欠である。

- ・住民の要望にこたえられる市町村体制が整えられるかどうかの問題の一つである。それと同時に市町村と児童相談所の連携が二番目の問題と思われる。
- ・市町村は地域によって規模や能力の差が著しく異なる。
- ・市町村の相談体制が確保されるだけの時間と人材確保のための予算などが必要と思われる。そうでないと、相談ケースの丸投げ、たらい回しになってしまいかねない。
- ・法に規定されたことはやはり重い。区市町村も相当な自覚を持って対応強化に望む必要がある。その為にも児相が区市町村と良好な信頼関係を保ち、区市町村職員の研修・派遣受け入れ等の人材育成や対応力の向上に協力する必要がある。
- ・保護者等に相談の選択肢が増えたことは評価できるが、特に町村では、ある程度の専門的知識・技術を持った職員を「専任」として配置できるよう強力な指導、財政的措置を講じないと、児相の業務はかえって増大すると思われる。
- ・各市町村により児童相談体制にばらつきがあり、県民が不公平感をもつことが心配される。身近なところで相談できることは県民にとって必要であるので、時間をかけ、支援していくことが大切。
- ・市町村の児童相談体制がどのように整備されるか、されないのか極めて不確定な状況である。どちらにしても、児相の後方支援は大変になりそうである。市町村の児童相談体制について、職員配置など一定の基準を設けてもらいたい。
- ・先般、県では各市町村に対し説明会を開催したが、市町村は役割分担、連携等について全く理解していないようである。早急に研修など具体的な方策を検討すべきと考える。
- ・定着するまで時間を要するが、適切な方法と思われる。
- ・ある意味では現状と一緒で、ただ相談の窓口が増えるということ。市町村→児相への送致、児相→市町村への送致の形をとる「押しつけ」や「たらい回し」にならないように、児相と市町村の合議、ネットワーク、役割分担、連携などが問われる。
- ・市町村においては少子化対策の一環として、保育、健全育成、母子保健等の分野において既に種々の子育て支援サービスが実施されている。更に、市町村を主体とした児童相談体制を確保するために、子育て不安を抱える家庭への支援等、虐待発生予防という観点を盛り込むと共に、複雑・多様化する児童家庭問題に円滑かつ柔軟に対応する観点から、相談のみならず、子育て支援サービスとリンクした一元的・総合的な対応が可能となるシステムを確立する必要がある。また、専門性を持った人材や財源の確保、それらをいかに効率的に活用するかが重要な視点となると考える。福祉が地域中心に展開する中で児相の果たす役割は、児相のバックアップ機能の創設に伴い、要保護児童の権利保障の観点からの介入的機能や専門知識の普及、スタッフの派遣等、専門性を重視した広域的援助や高度な専門性や法的対応、効率性や広域調整・指導機能の強化等が求められる。
- ・改正内容は、市町村に対する努力目標が多く、市町村の消極的姿勢が感じられる。この結果相談がたらい回しにされたり、虐待通告の緊急対応が遅れたりすることが危惧される。
- ・当分の間、役割分担や連携に関して試行錯誤が続くと思われる。また、各区市の「力量」や「姿勢」の差があらわれるだろう。児相は後方支援とか専門支援といわれているが、

実態は当分の間あまり変わらないのではないかと。

- ・ 児相と市町村の役割分担は必要。法で明確になることは望ましい。市町村格差を是正するのが重要。
- ・ 児相の体制整備の改正がなぜないのか。
- ・ 児相の専門機能は重要（虐待では入口の強化・家族の再統合の援助が不十分）。
- ・ 施設の受け皿が混同している。
- ・ 市町村に児童相談を実施していくスタッフの確保と育成が可能か。現状では、住民からの相談がたらい回しにされる可能性もある。
- ・ 従来、市町村とは緊密な連絡を取り合っており、施行後の課題である相談業務の役割分担は円滑な調整が行えると思われる。当面は研修機会の提供を行うことで対応できると思われる。
- ・ 改正された児童福祉法では市町村の役割とそれに対する児童相談所の支援体制が明確化されたことはよいことだと考えているが、市町村支援については、児童相談所が相当かかわっていかなくてはならないと思っている。
- ・ 身近な自治体が要養護児童に対応する方向は前進と思うが、学校やその他の地域児童育成機関、施設等に要養護児童処遇機関の拡充が、当分の間は必要でありつづける。
- ・ 住民に最も身近で頼れる存在としての市町村を児童相談所が専門性によりバックアップし、児童家庭のみならず地域住民が子どもの成長を喜び、安心して暮らせる地域の実現のためには、改正の骨子については賛成だが、市町村間のサービス格差が生じないための方策はこれから難関になるかも知れない。
- ・ 児相は、専門性や処遇困難事例の対応に特化されるということから、より特殊な機関、特別な問題のある場合というイメージが強くなって、一般県民からの距離が遠くなる事を心配する。保護者との良好な関係作りが基本であり、いつでも気軽に相談してもらおうというスタンスが重要と思う。少なくとも市町村に対しては「これまで通りなんでも気軽に相談に対応する」と言えることが必要。その上で、市町村で出来ること（支援・居場所作りなど）は出来る限りやってほしいということになると思う。
- ・ 国は市町村の体制整備、強化に向けた財政支援等の支援策を講ずるべき。
- ・ 児童相談所が求められる「専門性」に応えられるだけの人材の育成、確保といった人事システムの構築が必要。
- ・ 地域の格差が増大するおそれがある。
- ・ 地域の対応力向上に向けての取り組みが必要だが、児相の負担が大きくなる。
- ・ 市町村体制の強化には、例えば、社会福祉士資格をもつ職員の配置を義務付けるなどマンパワー問題への対応が不可欠と思われる。現状のままでは後方支援化までにはなかなか至らないのではないかと感じる。
- ・ 地域児童福祉推進の方向が示されたが、法改正が遅延したこともあり、施行時において市町村の相談体制（特に専門職の配置）や職員の意識改革が不十分にならざるを得ない。施行後の連携・支援についても力を入れていきたい。
- ・ 市町村の相談体制は一朝一夕には整備されない。様々なレベルの市町村体制となるため、それぞれの体制に見合った後方支援を繰り出していく必要がある。
- ・ 相談の隙間の中に事件・事故が生まれえないような後方支援を築いていく必要がある。

- ・専門的支援を実施する職員整備を図る。
- ・現在の市町村の児童福祉部門の体制を考えると、すぐに法律で言うような役割分担は難しいと思う(市町村が一義的に児童虐待に対する相談支援機関と位置付けられ、すぐその機能が果たせる市町村は限られると思う)。市町村が今回の改正をどのように受け止めているか、市町村の体制がどの程度強化されるか不明な部分もあり、現在、管内市町村にアンケート調査を実施している段階で、それを受けて、答弁市町村を対象に虐待対応等について研修会を開催する予定でいる。
- ・体制構築に向けて、財政的裏づけをしっかりと示し、ソフト面では技術支援が必要になると思われる。
- ・市町村間に力量の差があり、当面の間、児相が関わる部分大きい。
- ・市町村体制がきちんと動き出すまで、児相は+αの仕事をしていかないといけない。また児相自身も後方支援が出来るような力量を高めていかねばならない。雑多なケースが未整理のまま市町村から児相に送られてくることも想定しておかなくてはならないだろう。
- ・市町村が当事者として処遇していくことが困難な事例であり、児相へ任せの方がよいと判断できる力量をどのように得ていくかが一番不明瞭な部分だと思う。利用者は1つ目の窓口から2つ目の窓口スムーズに移行していくか、あるいはたらい回しと受け取るか。当分は混乱するだろう。
- ・まず市町村職員が児童相談を行えるように支援していくことが先決である。
- ・当管轄の市町村については体制を図っていくとしている段階である。市町村の力量の差もあり、どのような支援が必要かを見極めて、対応していく必要がある。
- ・当管轄の市町村の実態（特にマンパワー不足）からすると改正の趣旨である児童相談体制の体制強化がすぐに図れるとは考えられない。児童福祉司など専門職の大幅な増員が求められる。
- ・市町村の相談体制の強化を図るべく、人的資金的援助をしない限り、ただ単に相談間口が広がるだけで市町村が相談に対応できずに児童相談所に相談が集中し、その対応に追いつまらぬことで、児童相談所は後方あるいは専門支援どころではなくなり、対応の遅れを批判される結果として信頼を失うのではないか。
- ・現行で福祉事務所配置となっている家庭児童相談員を全町村段階に配置するとともに心理判定員も配置する補助を行い、町村での児童相談や子育て支援のコーディネイト業務を担当させるべきである。
- ・まず市町村が果たすべき役割についての認識を高めたり、組織的施策を打ち出す必要があるが、市町村によって意識に差があり、そこへの指導や対策を早急にする必要がある。
- ・実際に法施行になってみないと、どう変わっていくのか、市町村がどこまで責任をもった対応をしていくのかわからない。
- ・市町村の人的、組織的な責任ある体制を作り、立ち入り調査に一時保護の権限を付与する方が有効的であろう。それだけの権限付与がないと市町村体制の強化は難しい(市町村にはばらつきがあるものの総じて法改正に伴う体制強化の意識に乏しい)。
- ・当面は市町村との2人3脚で対応していくこと。
- ・市町村と情報が常に共有できる体制をとること。

- ・虐待ケースなどで、しばしば加害者になったり、人格障害者であったりする保護者に対する指導プログラムを具体的に確立する必要がある。精神科医や臨床心理士の参加なしに児童福祉司だけでこの指導を行うことは困難である。
- ・虐待ケースや非行ケースについて、地元市町村が危機回避に重点をおいた場合、施設入所希望の圧力が高まることが予測される。無原則に施設入所させるつもりはないが、一定の施設定員の確保が必要である。
- ・児童虐待等の労力と時間を要する相談の増加をふまえるならば、相談内容に応じた相談体制整備は必要であり、地域福祉を推進する観点からも市町村（地域）での相談、対応は適当である。
- ・市町村間の対応力の差が大きく、法でイメージする体制になるまでには時間を要する。
- ・精神保健相談における精神保健福祉センターと同様に考えるのであれば相談支援部門と研修部門の2本立てが必要になると思われる。その際に児童の全ての相談に応じるという原則が変更ない以上全ての訴えについてそれを行うことが欠かせないが、そのためには人的、予算的措置が現在以上に求められると考える。
- ・市町村の児童相談体制強化は理念としてはすばらしいが、実現可能性という面で見ると多くの問題を含んでいる。特に90近い市町村を擁している本県の場合、個々の市町村において担当者が児童相談のノウハウを修得するまでにいたれるのか、それだけの相談経験を積めるのかが大いに疑問である。障害者支援における地域間格差以上の地域間格差が生じる可能性が大きい。
- ・児童相談所は限られたスタッフで管轄地域のすべての市町村とどのように連携し、後方、専門支援をしていくのかを模索せねばならない。
- ・望ましい改正ではあるが、一時的にはかえって児相が多忙になると予想している。
- ・簡易な相談を市町村が専門的な相談を児童相談所が担当するとされているが、線引きが難しく各市町村と児童相談所で具体的な事例を通じてある程度の合意形成を行う必要があると思われる。具体的には市町村が改正することになっているケースの受理会議などに相談所職員を出席させるなどが考えられる。
- ・市町村における児童相談を受ける職員の資質と組織力を向上させるためのバックアップが都道府県には求められている。
- ・地域福祉や地方分権の理念から必然的な結果だと思われる。しかし、市町村が今回の法改正の趣旨を理解し、自助努力しないと意味がない、今後の課題と思われる（当県では2月に市町村担当課長への説明会が予定されている）。
- ・都道府県は市町村が相談窓口になったことで児相の体制を縮小することのないように体制整備に努める必要がある。
- ・市町村が困難と判断し、児相に丸投げすると、後方支援としてその対応に翻弄される恐れがある（市町村担当の力量に左右されるのは当面さけられないと思われる）。
- ・相談、援助活動が身近なところで可能になることが前提であり、できるだけ早期対応が行える体制を整えることが必要である。市町村体制強化のために専門職員の確保が必要と考える。
- ・市町村は人材確保にも困難性があり、経験者も少ないと考えられ、当分の間は多くの市町村に対し全面的な支援が必要ではないかと考えられる。

- ・臨床であるので、フィールドをどうするか。当事者として関わるためには途中でケースを引き継ぐデメリットをどう克服するか。何もしない評論家になっては意味がない。人事異動等と専門性の確保の問題。
- ・市町村の規模によっても一律には考えにくいですが、当分の間は多くの部分を協働するというスタンスで取り組んでいく必要があると考えている。そうしたなかで市町村が独自に取り組める力量を身につけていき、児童相談所と市町村との望ましい役割分担が定着できればよいと考える。
- ・現在は児童相談所については虐待相談にシフトしすぎて、ある種の機能不全を起している実態があるので、そうしたことの解決につながればと期待する側面もある。しかし、児相が後方支援に特化されるイメージがないことから、うまく役割発揮ができるためには専門性の確保ということで行くつかのハードルを越える必要がある。本県の場合は専門職制がまがりなりにも導入されているが、全国的な視野で見ると児童相談所に専門職制を導入しないなかでの機能特化ができるかという心配が大きい。
- ・市町村の窓口で常勤および非常勤の職員で、どれだけ力量のある人材を確保できるのかということが最大のポイントで、県がこうしたことを具体的にどう支援していくかを真剣に考える必要がある。
- ・市町村がどこまで行い、児童相談所に何を求めるか、市町村も児童相談所も戸惑っているのが現状であり、どういう問題が発生するのかは予測できない。
- ・定着するためには2～5年の期間がかかると思われる。特に町村における体制整備が困難。
- ・相談ケースが市町村と県とののはざまになってしまわないように注意が必要である。
- ・児相が虐待を中心とした養護問題をその中心的な課題とするからには、改正によってなされる方向づけは当然と思う。うまく機能できるものかどうかは不安だが、混乱する時期はあっても乗り越えられるレベルのものと思う。
- ・虐待通告に追われる現状が改善されるであろうし、児童の処遇でも児童にかかわる人が多くなるという意味で意義がある。その反面、児相はさらに困難ケースへの対応についての責任がアップし、今まで以上に、①緊急介入ほか強制的権限の行使を確実に、スマートに行うこと、②今まで手つかずだった虐待の予防や児童の自立支援、親治療などの手法を開発、実施するなどの業務にいよいよ本気で取り組んでいく必要があろう。
- ・新体制が軌道にのるまでの間、市町村の各体制との調整が数年にわたり各児相の業務量増が続く。また市町村の体制づくりを当の市町村に任せていることは、法的に何の枠組みもないなかで、本当に市町村でやっていけるのが不安（財源支援もなく、安上がり行政のつじつま合わせのように考える）。
- ・理念としては賛成だが、現実の市町村の体制や児童相談所の現状ではその形にいたるまでは混乱状態が予想される。
- ・市町村の後方支援のためのノウハウの構築とその人的保障が必要である。
- ・当面は、児童相談は児童相談所が主体と言う流れは変化がないと思える。相談者は頼りにできる機関を選ぶもので、必ずしも身近なところとは限らない。
- ・より専門的な「治療」を必要とするケースはその機関へつながなければならない。今後はそのためのネットワークづくりと、コーディネーター機能の強化が課題になるだろう。

- ・方向は適切であるが、あまりに唐突に示されたので、準備期間がなくて、市町村の混乱は大きい。当事者意識が高まらない市町村もある。市町村に対する研修、支援体制も不十分なまま、スタートということになりそうである。齟齬をきたさないようにやっていきたい。
- ・区市町村によっては体力差があるため、区市町村の体制が確立するまで、密な連絡調整、情報提供をすること。
- ・区市町村職員に対する研修やケースを通してのノウハウなどの技術支援、助言を行う必要がある。
- ・市町村の相談体制に実効性を持たせるためには、市町村の担当職員の専門化が必要である。
- ・市町村と児童相談所の業務担当区分が極めて曖昧となる。
- ・相談種別による担当区分を考慮し、それぞれの機関の特化を図ることも一考。
- ・市町村に専門職を配置するなどの相談体制の整備を行わなければ、単なる取り次ぎ、あるいはより混乱した状態で児童相談所へ送られてくることになると思われる。
- ・当面の間は実務的にはこれまで同様、児童相談所が中心にならざるをえないであろう。
- ・当分の間は多くの部分を協働するという考えで取り組んでいく必要がある。市町村が独自に取り組める力量を身につけていくなかで児童と市町村との望ましい役割分担が定着できればよいと考える。
- ・市町村によっては児童の相談を受けると、児童相談所へ丸投げといったことが見受けられてきた。今回の法律改正で体制の強化を実施するようと言われても、体制自体がすぐにとれない状況であり、しばらくは児相が対応せざるをえないと考える。また、市町村体制強化のため、児童相談所の役割は重要であり業務量の増加は避けられないと思う。
- ・虐待相談の増加等、児童相談に係る現状を考えると、迅速かつ適切な相談対応のためには市町村の相談体制の整備、強化はもちろんであるが、市町村と児童相談所間のケースの適切な分担連携が必要不可欠だと考える。なお、市町村により相談体制の整備状況が一様ではないことを勘案すると、整備の面で立ち後れている市町村に対しては、後方あるいは専門支援化というよりは相談に係るノウハウの提供など初歩的な援助から行うことが必要だと考える。
- ・基本的方向は、身近な市町村で相談を受けることは賛成であるが、そのためには①体制の整備、②人材の確保、③研修の確保が必要である。しかし、市町村で実施するためには、いずれも十分とは言えず、特に町村部では相次ぐ権限委譲があり、財源的にも非常に難しく、支援方策の充実（地方交付税、交付金）が必要である。
- ・施行までの時間が短いことなどから、市町村によって意識や構えに大きな差が見られる。しかし、法改正がなされた以上は、各自治体で責任をもって取り組んで頂くしかない。当面、各自治体のレベルに応じた助言、支援を行っていくことになるだろうが、まず各自治体内の相談受付窓口たる部局の確定、支援体制の統合化が図れるよう助言していきたい。
- ・育児不安などを背景とした子育て相談ニーズの増大、虐待の未然防止、早期発見の取り組みのためには、児相のみの対応では限界があり身近な市町村でのきめこまやかな子育て支援や相談などの体制強化は必須であると考えます。

- ・法制化で役割分担が明記されたが、当面は区市の状況に応じて市も児相も共に連携、協力して相談を受け、対応していくことが必要。
- ・連絡会、ケース協議会の実施を継続して相互の理解を深めていきたい。
- ・当分の間は、多くの部分を協働するというスタンスで取り組んでいく必要があると考えている。そうした中で市町村が独自に取り組める力量を身につけいき、児童相談所と市町村の望ましい役割分担が定着できれば良いと考える。
- ・一般的な児童相談はより住民に近い市町村で対応した方が効果的と思われ、役割分担が明確になったことにより、全体として児童相談体制の充実、強化が図られるものと思われる（市町村に経験が蓄積されていけば）。
- ・児童福祉についてのビジョンは理解できるが、現実の職員体制や支援システムでは相談効果や専門性の確保は難しい面がある。
- ・市町村の児童相談体制（人的確保等）を整備するための予算的措置が必要である。
- ・市町村での相談体制（配置）に格差があり、専門職員も少ないことから児相が行う支援が市町村間に差が生じ、混乱が生じると考えられる。また、市町村の相談体制の充実と児相の専門性強化のため都道府県の児童福祉施策の強化が望まれる。
- ・相談対応スタッフの充実策にあまり触れられていないことは残念である。
- ・市町村体制の強化に関しては、市町村により格差が出るだろう。
- ・児相に支援できる専門性が確保されていない。
- ・法改正だけでは不十分。①事業強化のための予算、人材、施設などの整備（市町村に児童福祉司、心理判定員を置くなど）。②警察、裁判所など司法の協力体制の整備。③児童相談所職員の専門職化と研修の充実。
- ・総論は賛成。しかし、消極的かつ専門性の低い市町村の住民には不幸である。児相と市町村でたらい回ししあうようなことのないよう施行後の検証が必要。
- ・当市は政令市であり、市町村に該当するものは区となるが、現時点では体制の強化は望めないと考えており、当面これまでの児相の業務に変化はないのではないかと考えている。
- ・市町村支援について今年度から児童虐待対応等の実務的研修を児童相談所で実施している。来年度も市町村職員と連携して虐待対応、訪問、要保護児童対策地域協議会参加等支援業務が相当量増加すると考えている。
- ・児相が困難事例に対応する能力を強化すること。
- ・市町村に対する研修体制を充実すること。
- ・市民の身近に相談窓口が開かれるので望ましい。
- ・虐待、非行等相談件数の急増と相談内容が複雑、多様化しており、人的にも現行体制での対応が困難となっており相談内容に応じて役割分担が必要。
- ・初期相談に対応する区役所相談体制の整備（窓口の一元化 職員の配置）と関係機関との実効ある連携の強化が必要。
- ・市町村体制強化のための人的配置が早急に必要である。
- ・児童相談に対して、地域できめ細かい取り組みができることは市町村体制のメリットであるが、後方・専門支援化した児童相談所が、どのように市町村と役割分担し、連携して協働できるかが課題である。また、市町村の児童相談を受ける上でのハード面、ソフ